

～別段の面積（下限面積）の設定について検討しました～

農地法第3条の許可を受け、耕作のために農地等の所有権などの権利を取得しようとする者は取得後において50アールの耕作面積を確保する必要があります（これを下限面積という）。この下限面積については自然的経済的条件からみて同一と認められる区域について、農業委員会が別段の面積を定めることができます。

川棚町農業委員会の定める別段の面積

別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
10アール	川棚町内農業振興地域農用地区域
5アール	その他の区域

川棚町農業委員会では令和2年4月の総会で別段の面積について審議を行い農地法施行規則第17条第2項の適用し、上記のとおりとすることとしました。